「 台 風 第 10号 に 係 る 災 害 救 助 法 適 用 地 域 」 の世帯の学生の皆さんへ(日本学生支援機構奨学金のお知らせ)

このたびの台風第10号に係る被害により被災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は、2016年11月9日(水)までに学生課(神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室)までご相談ください。

記

【指定地域】※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【北海道】带広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、 広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、 足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町

【岩手県】盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、 下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町

災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に 勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じ て取り扱うものとします。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

→平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

以上